

過疎地域自立促進特別措置法の改正概要について

1 経 緯

- 平成22年3月末で失効した改正前の過疎法については、過疎地域の置かれた厳しい現状を踏まえ、各地域から立法措置を求める強い要望。
 - 議員立法による法案の国会提出に向けて、各会派間で協議・調整が行われた結果、以下を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられ、委員長提案の議員立法として今国会に提出。
 - 衆議院は3月2日、参議院は3月10日にいずれも全会一致で可決、3月17日に公布、4月1日から施行。

2 法律の概要

○ 過疎法の失効期限の延長

- 6年間の延長 ⇒ 平成28年3月31日まで

○ 平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加

- これまでの過疎地域に加え、改正前の過疎法の考え方方に即し、平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加(⇒58団体が追加)

○ 過疎地域自立促進のための特別措置の拡充

(1) 過疎対策事業債のいわゆるソフト事業への拡充

- 地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充

(2) 過疎対策事業債の対象施設の追加

- 図書館、認定こども園、市町村立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設を追加。小中学校の校舎等の統合要件を撤廃

(3) 国税（所得税・法人税）に係る減価償却の特例の拡充

(4) 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充

- (3)(4)とも対象からソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業(コールセンター)を追加

○ 地方分権改革推進の観点からの過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し

- 過疎地域自立促進方針(都道府県が策定)、同市町村計画及び同都道府県計画について、これらの策定に係る義務付けの廃止、市町村から都道府県に対する事前協議の内容の見直しなど

○ 施行期日は平成22年4月1日 (※ただし、失効期限の延長に係る改正は、公布の日から施行)